

令和8年度 教職員間のハラスメント相談窓口担当者研修
業務委託公募型プロポーザル参加募集要項

大阪市教育委員会事務局

1 案件名称

令和8年度 教職員間のハラスメント相談窓口担当者研修業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

今日の社会的問題でもあるハラスメントについて、学校園で働く教職員間のハラスメントを防止するため、教育委員会において、各ハラスメント防止指針を策定し、管理監督者及び教員の責務を明確にしたうえで、教職員全員がハラスメントの起こらない職場環境の形成に努めることとし、管理監督者による校園内相談窓口だけでなく、専門的知識を有する外部相談窓口を設置し、ハラスメントの防止に取り組んでいるところである。

しかしながら、ハラスメントに関する相談は、校園内相談窓口への相談に比べ、外部相談窓口への相談が多く、相談件数は令和5年度以降、高止まりしている状況である。また、校園内で管理監督者に相談したが対応してくれない等、初動対応の遅れによる被害の悪化や被害者が心身の不調を訴える相談が寄せられるケースが少なくなく、多岐にわたる相談への対応に苦慮している管理監督者の姿がうかがえる状況となっている。加えて、相談の中には、パワーハラスメントとは言えないまでも、職場の人間関係の悪化による職場環境の改善要望、行為者に対する処分要望が多くを占めている状況である。

このような中、校園内相談窓口である管理監督者に各種ハラスメントの理解を深めるとともに、対応スキルを向上させることが必要不可欠であり、講義スタイルの研修ではなく、グループワーク形式で様々なバックグラウンドを持つ管理監督者同士の話し合いや発表等を通じ、ハラスメントが起こらない職場環境づくりを行うための一助とする。

(2) 業務内容

別紙業務委託等仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,971,400 円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

契約締結日 ～ 令和8年10月31日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

学校園におけるパワーハラスメントの防止に関する指針など各ハラスメントに関する防止指針、研修時に使用するホワイトボード、モニター2台、HDMI ケーブル、マイクなどの設備

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（案）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 要

ただし契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

5 スケジュール（予定）

・ 公募開始	令和 8 年 4 月 8 日（水）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 4 月 22 日（水）
・ 参加資格決定通知	令和 8 年 4 月 28 日（火）
・ 質問受付開始	令和 8 年 4 月 23 日（木）
・ 質問受付締切	令和 8 年 4 月 30 日（木）
・ 質問に対する回答	令和 8 年 5 月 8 日（金）
・ 企画提案書の提出開始	令和 8 年 5 月 8 日（金）
・ 企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 25 日（月）
・ 選定会議	令和 8 年 5 月 29 日（金）
・ 選定結果通知	令和 8 年 6 月 5 日（金）
・ 契約締結・事業開始	令和 8 年 6 月中旬頃
・ 事業完了	令和 8 年 10 月 31 日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 配布書類

ア 公募型プロポーザル参加募集要項 [本書]

- イ 審査方法及び審査基準 [別紙 1]
- ウ 業務委託等仕様書 [別紙 2]
- エ 各ハラスメント防止指針及び管理監督者向けマニュアル [別紙 3]
- オ 業務委託契約書 (案) [別紙 4]
- カ 公募型プロポーザル参加申請書 [様式 1]
- キ 研修企画書 [様式 2]
- ク 研修企画に関するプレゼンテーションシート [様式 3]
- ケ 実施体制調書 [様式 4]
- コ 経費見積書 [様式 5]
- サ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書 [様式 6]

(2) 配布方法

大阪市教育委員会事務局ホームページ上

7 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 23 日 (木) から令和 8 年 4 月 30 日 (木) 午後 5 時まで

(2) 受付方法

団体名及び氏名、電話番号を明記の上、電子メールにより送付すること。質問内容はメール本文に箇条書きで簡潔に記載すること。なお、審査基準に係る質問には回答しない。また、締切り以降の質問については受け付けない。

送付先電子メールアドレス：ua0003@city.osaka.lg.jp

(3) 回答日及び方法

令和 8 年 5 月 8 日 (金) から大阪市教育委員会事務局ホームページに掲載する。

8 プロポーザル参加申請書類の提出

(1) 申請書類

公募型プロポーザル参加申請書 [様式 1] なお、連絡先確認のため、担当者の名刺を添付すること。

(2) 受付期間

公募開始日から令和 8 年 4 月 22 日 (水) 大阪市の休日を定める条例 (平成 3 年大阪市条例第 42 号、以下「条例」という。) 第 1 条に掲げる本市の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) (必着)

※ 企画提案書類の受付期限とは異なるので注意すること。

(3) 受付方法

持参又は郵送等により提出すること。電送 (ファクシミリ・電子メール等) によるものは認めない。

(4) 提出先

教育委員会事務局教務部教職員人事担当 (サービス・監察グループ)

9 企画提案書等に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	様式番号
研修企画書	正本：1部、副本：10部	様式2
研修企画に関するプレゼンテーションシート	正本：1部、副本：10部	様式3
実施体制調書	正本：1部、副本：10部	様式4
経費見積書	正本：1部	様式5
誓約書	正本：1部	様式6

※副本10部には団体名や代表者氏名等、事業者を特定することのできる事項及び講師名（顔写真等を含む。）を記載しないこと。

(2) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月25日（月）（条例第1条に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）（必着）
- イ 提出場所 教育委員会事務局教務部教職員人事担当（サービス・監察グループ）
- ウ 提出方法 持参又は郵送等により提出すること。
電送（ファクシミリ・電子メール等）によるものは認めない。

10 選定に関する事項

(1) 選定方法

提出された企画提案書及び選定会議におけるプレゼンテーションによる
なお、プレゼンテーションは講師が実施すること

(2) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、大阪市教育委員会事務局ホームページに掲載する。

11 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書等の提案書類全ての作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された書類は、参加者に無断で他に使用しない。ただし、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 本市より提供した資料及びその他知り得た全ての情報について、本市の許可なく他の者へ漏らしてはならない。

エ すべての企画提案書は返却しない。

オ 事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告すること。

カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク 契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」（様式6）を両面印刷したものを提出すること。

(2) 業務担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当（坂元・栗川）

TEL 06-6208-9059